

発議第8号

ツキノワグマ等の被害防除対策を求める意見書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、陸前高田市議会会議規則（昭和45年議会告示第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月12日

提出者 総務常任委員会

委員長 藤倉泰治

教育民生常任委員会

委員長 佐々木良麻

産業建設常任委員会

委員長 菅野秀一郎

提案理由

ツキノワグマ等の被害防除対策の強化を図るため、岩手県知事に対して意見書を提出しようとして提案するものである。

提出先

岩手県知事

ツキノワグマ等の被害防除対策を求める意見書

県内では連日のツキノワグマ出没や死亡に至る痛ましい人身被害も多発している。本市において人身被害は発生していないが、保育施設や学校の近辺でツキノワグマが出現していることから、早急な対応が求められる。

こうした中、岩手県が主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業や市独自の支援策により、有害鳥獣の捕獲体制の強化や防除対策等を実施しているが、本年11月期の本市でのツキノワグマの出現は前年比約9倍となっており、更なる取組の強化が求められている。

現在、緊急銃猟制度が開始されているものの、本制度は飽くまでツキノワグマ等対策における応急的な手段に過ぎず、余りにも増加し過ぎたツキノワグマによる人身被害の防止を最優先に考え、ツキノワグマ等の個体数管理や被害防除対策を直ちに講じる必要がある。

また、岩手県の第5次ツキノワグマ管理計画ではツキノワグマの錯誤捕獲に備え放獣体制の整備を進めることとなっているが、必要な麻酔従事者は県内で不足しており、実際の放獣対応時には従事者の安全を十分に確保できない場合も想定されることから、錯誤捕獲時の放獣対応に対する再検討が必要と思料される。

よって、ツキノワグマ等の被害防除対策の強化が図られるよう、下記の事項について強く求める。

記

- 1 ツキノワグマ等の個体数調査を早期に実施し、科学的な知見に基づいた個体数管理や被害防除対策を講じること。
- 2 ツキノワグマ錯誤捕獲時の放獣対応の際に従事者の安全を十分に確保できない場合も想定されることから、制度の見直しなど必要な改善を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

岩手県陸前高田市議会議長 及川修一